

お墓 Q & A

よくある質問を紹介します



市民生活課市民生活係
☎ 0824・73・1154

Q お墓をつくるにはどうしたらいいですか？

A 市へ申請が必要です。書類と現地を確認した上で、許可証を発行します。なお、お墓をつくることができる場所は、自分が所有する土地だけです。

Q お墓を新しくつくるのではなくて、今ある墓石ごと自分の土地に持つていきたいのですが？

A 既存の墓石を移動する場合でも、今まで墓地ではなかった場所に設置するのであれば申請が必要です。

Q お墓はつくれないのですが、遺骨だけ別の墓に移動したいのですが？

A 遺骨を別のお墓に移す場合は、改葬という手続きが必要になります。こちらは書類に不備がなければ、即日許可証を発行します。



Q お墓をつくるにはどうしたらいいですか？

A 市へ申請が必要です。書類と現地を確認した上で、許可証を発行します。なお、お墓をつくることができる場所は、自分が所有する土地だけです。

Q お墓をつくる許可が下りるまで、どのくらい時間がかかりますか？

A 書類や現地確認で問題がなければ、一週間程度で許可証を発行します。ただし、土地が田や畑の場合、農業委員会への手続きに時間がかかることがあります。

安心・安全な毎日のために

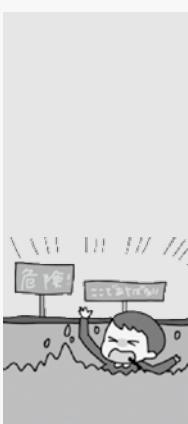
水難事故を防止しよう！

庄原消防署 ☎ 0824・72・9911
東城消防署 ☎ 08477・2・4005

このような場面に遭遇しても、次のこととに注意して、冷静に対処しましょう。

▼1人で助けようとせず周囲に助けを求める。
▼速やかに消防署へ連絡する。
▼浮輪などがあれば近くに投げ入れる。
▼棒などがあれば岸から差し伸べるなど安全な方法を考える。

▼海や川での水遊びは子どもだけ行わない（大人が付き添う）。
▼遊泳するときは、適度に休憩をはさむ。
▼自分の技術を過信して沖にでない。



9月1日は「防災の日」

この日は、関東大震災が発生した日であり、台風が多くなり始めるころであることから、「防災の日」に制定されています。また、毎年8月30日から9月5日の間は「防災週間」と定められています。

大雨による土砂災害や地震など、災害はいつ発生するか分かりません。避難経路や避難場所の確認、連絡手段や非常用持ち出し袋の用意などをしておくことが重要です。

日頃から、職場や家庭で「防災」について話し合っておきましょう。

溺れている人を発見したら？

溺れている人を発見しても1人で助けに行つてはいけません。溺れている人は必死にもがき、しがみついてこようとなります。その結果、助けに行つた人も溺れてしまう危険性があります。

▼不明な点は市民生活課市民生活係（☎ 0824・73・1154）または各支所市民生活係にお問い合わせください。